令和6年3月27日 告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題を解決し、コミュニティの維持・活性化を図るため、地区住民が自主的に行う地域活動に要する経費に対して、予算の範囲内でみやこ町地域課題解決支援補助金(第5条第2項を除き、以下「補助金」という。)を交付することについて、みやこ町補助金等交付規則(平成18年みやこ町規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域課題解決事業」とは、地域の住民が自主的に行う事業であって、自らの生活、生活環境等をより豊かにするために行うもの及び地域の様々なニーズ又は課題に対して取り組むものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、地域課題解決事業を行う行政区に対し交付する。ただし、ホームページへの掲載その他町の広報において事例として紹介し、又は事例発表会等に参加することについて、当該補助金を申請する者が了承していること。

(補助金の額及び交付の方法)

第4条 補助金の額は、次条に定める地域課題解決事業の経費の合計額(以下「補助額」という。)とし、1行政区当たり1事業年度につき10万円を上限とし、補助額に相当する額を概算払により交付し、地域課題解決事業の完了後に精算するものとする。

(経費の使途)

第5条 地域課題解決事業の経費とすることができるものは、行政区が行う当該年度に おける地域課題解決事業の実施に要する経費のうち、次の表に定める経費に該当する ものとする。

区分	経費の使途
報償費関係	講師謝金等
旅費関係	講師旅費
需用費関係	消耗品費、印刷製本費、燃料費、食材購入費等

役務費関係	郵便料、検査手数料、保険料、クリーニング代等
使用料関係	会場借上料、レンタル機器のリース料等
原材料費関係	会場設営関係資材費、環境美化関係資材費等
備品購入費関係	事業に必要な備品の購入費
その他の経費	町長が必要と認める経費(会議費等)

2 前項の規定にかかわらず、本町の他の補助金等の交付を受ける事業は、同項の経費 とすることができない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、みやこ町地域課題解決支援補助金交付申 請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

- 第7条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、みやこ町地域課題解決支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 2 町長は、補助金の交付決定に当たり、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付対象期間)

- 第8条 補助金の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間と する。
- 2 補助金の交付期間は、1行政区1事業につき連続した3年を限度とする。 (概算払)
- 第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、みやこ町地域課題解決支援補助金概算払請求書(様式第3号)を町長へ提出するも のとする。
- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、 当該請求のあった補助金の額を交付決定者に対し支払うものとする。

(事業実績報告)

第10条 交付決定者は、地域課題解決事業が完了したときは、みやこ町地域課題解決 支援補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければな らない。 (補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、みやこ町地域課題解決支援補助金確定通知書(様式第5号)により当該報告を行った者に通知するものとする。

(補助金の精算)

- 第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、その確定金額に基づき、速やかにみやこ町地域課題解決支援補助金精算書(様式第6号)(以下「精算書」という。)により当該補助金の精算をし、町長に提出しなくてはならない。
- 2 交付決定者は、前項の規定により精算書を提出した際、交付を受けるべき補助金の 額を超える補助金が既に交付されているときは、みやこ町地域課題解決支援補助金返 納通知書(様式第7号)に定めるところにより、それを返納しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

- 第13条 みやこ町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) その他みやこ町長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第11条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。
- 3 みやこ町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、みやこ町地域課題解決支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 みやこ町長は、前条1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、みやこ町地域課題解決支援補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。